

災害時における物資の供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の供給並びに被災者に対する支援協力に関し、以下のとおり合意し「災害時における物資の供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（主 旨）

第1条 本協定は、地震・風水害及びその他の災害が発生又は発生するおそれのある場合において、食料その他の物品の調達及び被災者の応急救済に係わる支援活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 乙は、甲の要請に基づき、食料、生活用品等緊急応援物資（以下「物資」という。）を乙の業務に支障のない範囲で供給するものとする。

2 乙は、乙の所有する下記施設において、被災者に対し次の事項について支援するものとする。

- （1）水道、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （2）テレビ・ラジオ等で知り得た災害等に関する情報を可能な範囲で提供すること。
- （3）地震時における被災者の一時避難場所として、下記施設（以下「使用施設」という。）を提供するよう努めること。

所在地	長野県上田市天神三丁目5番1号
施設名	アリオ上田
使用施設	屋外イベント広場

（4）甲から提供を受けた災害情報等を、来店者等に対して可能な範囲で提供すること。

（支援の要請手続き）

第3条 前条第1項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話若しくはその他の方法をもって要請できるものとし、事後、速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

2 甲は、災害時等であって、地域住民の避難が必要と判断した場合は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして使用施設の一時避難場所としての利用の協力を、文書で要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話若しくはその他の方法をもって要請できるものとし、事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 協力を要請する施設名称と開設予定日時
- (3) その他必要な事項

(連絡責任)

第 4 条 本協定に基づく支援協力に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲： 危機管理防災課長

乙： 株式会社セブン&アイ・ホールディングス総務部渉外担当

但し、第 2 条第 2 項の乙の連絡責任者は、アリオ上田 S C 管理事務所担当とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について事前に協議し定めておくものとする。

(物資の引渡し及び運搬)

第 5 条 物資の引渡場所は、甲乙協議の上、甲が指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が委託した者（以下、これらを併せて「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等による運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡場所に職員等を派遣し、乙等から物資の引渡しを受けたときは、物資を確認の上、速やかに乙に受領書を交付するものとする。
- 3 甲は、物資を運搬する乙等の車両を、緊急車両又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(所有権の移転等)

第 6 条 物資の所有権は、乙等が甲に引渡した時に、乙から甲に移転するものとする。

(一時避難場所としての使用条件及び使用期間)

第 7 条 一時避難場所としての使用は、原則、乙の営業時間内とする。

- 2 一時避難場所としての使用期間は、大規模な災害等の発生時に警報等が発令されてから甲が避難所を開設するまでとする。ただし、甲乙が協議を行い、使用期間を延長することができるものとする。
- 3 甲が避難所を開設した場合、原則甲が避難者を使用施設から避難所へ誘導する。

(現場責任者の派遣)

第 8 条 甲は、第 2 条の規定による一時避難場所の提供を乙から受ける場合は、甲の職員を乙の使用施設に現場責任者として派遣し、乙の協力の下、一時避難場所における地域住民の安全管理等を行う。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、避難者が乙の一時避難場所を使用している際に、乙の責に帰さない事由により発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(費用の負担)

第10条 第2条第1項の規定により、乙が物資を提供した場合は、提供した物資の代金及び引渡場所までの物資の運搬に要した費用(以下これらを「代金等」という。)を甲が負担する。

- 2 前項の物資の代金については、災害発生時直前における物資の適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、代金等について、乙から支払請求書を受理してから30日以内に、乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第11条 運搬業務に係る車両の運行に際し、乙の責めに帰すべき事由により当該車両の運転手若しくは同乗者又は第三者及び物損に生じた損害の賠償の責めは、乙が負うものとする。

- 2 甲は、甲がその責めに帰すべき事由により運搬業務に係る車両を損傷し、又は滅失した場合は、その損害の賠償の責めを負うものとする。
- 3 乙が甲からの要請を受けて一時避難場所を提供した際、避難者が乙の施設等を破損させたときは、甲が費用を負担する。

(一時避難場所の終了)

第12条 甲は、一時避難場所としての使用を終了する際は、乙に対し文書で通知するものとする。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第14条 本協定書の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙から書面による更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日から起算して引き続き1年間同一の条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(実施の細目)

第15条 本協定の実施に関し、必要な計画その他の細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(疑義等の決定)

第 16 条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため本協定書を 2 通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和元年 5 月 31 日

甲 長野県上田市大手一丁目 11 番 16 号
上田市
上田市長 土 屋 陽 一

乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三 枝 富 博